

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

新型コロナワクチン接種に関わる差別や誹謗中傷は絶対にやめましょう

問 新型コロナウイルスワクチン接種対策室（にこ♥ふる） ☎25 - 2111内線378

現在、追加（3回目）接種や、5歳～11歳の方を対象とした接種を行っています。

同意して接種を受ける方もいれば、医学的な観点から接種できない方、自身で接種

しないことを選択した方もいます。

接種を受ける・受けないことによる、職場や学校、幼稚園・保育園等での差別やいじめなどは絶対にやめましょう。



市民の皆さんの温かいご支援をお待ちしています

日本赤十字社ウクライナ人道危機救援金を受け付けています

問 本所福祉課 ☎35 - 1252 他 市HP

市では、戦闘が激化するウクライナや、同国からの避難民を受け入れる周辺国を支援するための救援金を受け付けています。

☑ 5月31日☑まで 場 市役所本所1階ロビー、各地域庁舎、中央公民館、小真木原総合体育館、シルクミライ館（松ヶ岡開墾場四番蚕室）



中小企業者が新型コロナ対策資本金劣後ローンを利用した際の利子の一部を補給します

資本金劣後ローン利子補給事業

問 本所商工課 ☎35 - 1299 他 市HP

新型コロナ対策資本金劣後ローンを利用した中小企業者等に対し、利子の一部を負担することで、出資等による資本増強を促します。

事業成長の下支えや事業の再生により廃業を防ぐとともに、財務基盤の強化を図ります。

■対象 次の①②の両方に該当する事業者

- ①市内に本社・本店を置く中小企業者、市内に主たる事業所または店舗を有する個人事業者
- ②右の補助対象となる融資制度を使用した事業者

■補助対象となる融資制度 令和3年7月2日～5年3月31日に実行された次の新型コロナ対策資本金劣後ローン

- 新型コロナ挑戦支援資本強化特別貸付（国民生活事業）【日本政策金融公庫】
- 新型コロナ挑戦支援資本強化特別貸付（中小企業事業）【日本政策金融公庫】
- 危機対応業務 資本金劣後ローン（中小企業向け制度）【商工組合中央金庫】

■補助上限額 約定利払金の内、月額5万円（年間最大60万円）

■補助対象期間 最大2年間

眠りから目覚めるとウグイスの音が聞こえる。厳しい冬を越え、春のお祭り、田植えの準備が進む。湯田川の梅林公園では梅が満開を迎えていた。鶴岡の伝統的なお菓子も、季節を運んでくる。先般、文化庁の支援を受けて「鶴岡雛菓子」「笹巻」「とちもち」の3つを取り上げ、歴史的価値や文化的価値についての調査研究を行った成果を公表した。地域や家庭、職人の手によって受け継がれてきたつるおか伝統菓子は、四季のうつろいと歴史を感じさせる。コロナ禍で夜の用務が少なくなり、車で子供の迎えを担当することが増えた。思い返せば、子供の頃はほとんど自転車で移動していたので、親に送迎してもらったことはなかった。祖父はよく「鶴岡」に行くと行って自転車で出掛けていた。昭和30年に鶴岡市に編入された地域に住む祖母にとつて、「鶴岡」とはお店などがある街の中といった意味合いだった。孟宗の季節のある日、祖父の自転車の後ろに付いて小さな自転車を30分ほどこいだ。着いた先は殿様のお屋敷だった。自転車の後ろにひもでしっかりと縛り積まれていたのは、祖父が朝掘った孟宗だったのだ。この季節になると思い出す、殿様の同級生だった祖父のこと、少年時代、城下町の記憶。4月7日、151年の開墾記念日の松ヶ岡を訪ねた。シルクミライ館は四

市長の
一筆入魂

(51)

地元に戻ってくる学生の奨学金返済を支援します

奨学金を利用して大学等に進学し、現在在学中の鶴岡市出身者等が、卒業後、市内に居住・就業した場合に、鶴岡市と山形県が連携して奨学金の返済を支援します。

■支援までの流れ（県の事業に市が上乗せして支援します）



■市の事業

つるおかエール奨学金返済支援事業

☎本所政策企画課 ☎35 - 1184

▶ **支援額** 修学期間に借り入れた奨学金等の返済残額相当額
（上限：4万2,000円×12か月×正規の修学年数）



▶ **対象者** 次の①～⑤全てに該当する方

- ①市内出身で大学等に在学中の学生、または市外出身で庄内地域の大学等に在学中の学生である
- ②日本学生支援機構第一種・第二種奨学金、鶴岡市育英奨学金のいずれかを利用している
- ③大学等卒業後、市内企業等への就業、または市内での創業を希望する（公務員を除く）
- ④大学等卒業後、13か月以内に市内に居住し、3年以上継続する見込みである
- ⑤やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】に応募する（県事業対象者の場合）

■県の事業

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】

☎管理課（櫛引庁舎） ☎57 - 4861

▶ **支援額** 次のいずれか低い方の額 ・ 2万6,000円×令和4年4月以降の奨学金貸与月数
・ 県内居住・就業から3年経過後の返還残額

▶ **対象者** 次の①～④全てに該当する方

- ①県内高校等を卒業し大学等に在学中の学生、または県内にある大学等に在学中の学生である
- ②日本学生支援機構第一種・第二種奨学金、鶴岡市育英奨学金のいずれかを利用している
- ③大学等卒業後、県内企業等への就業、または県内での創業を希望する（公務員、医師、看護師等、保育士、介護福祉士を除く）
- ④大学等卒業後、13か月以内に市内に居住かつ県内に就業し、5年以上継続する見込みである

募集期間

（市と県共通）

5月27日（金）～
6月30日（木）午後5時

※両事業に応募する場合など、問合せや書類提出は政策企画課、管理課どちらでも受け付けます。

※各事業の詳細は、市HPに掲載の募集要項等をご覧ください。

番蚕室の外観を活かしつつ、中に入ると、シルク産業の歴史を入り口に、最新の美しいデザインの製品が並び、糸紡ぎや手織りなどの体験もできる施設にリノベーションされていた。

4月8日、根室市からおいでになった（株）藤井水産の藤井景介社長にお会いした。根室の基礎を築いた松本十郎翁は、現在の若葉町で生まれた旧庄内藩士。明治2年に移民130人と共に北海道開拓使判官として根室に入り、今もって松本町の名が残るなど、根室の父として敬われている。藤井社長は根室市長のご名代として本市にエゾヤマザクラをお持ちになったのだった。また、札幌の桑園地区の開拓に松本翁と松ヶ岡の開墾士が当たったことはよく知られている。折しもウクライナ、そして世界がロシアの脅威に直面している。蝦夷地から北海道への時代の過渡期中、北方警備と開拓に当たった庄内藩士から連なる壮大な歴史に、胸が熱くなった。藤井社長にはサムライゆかりのシルク製品を感謝と友好のあかしとしてお渡しした。

4月4日、恒例の市長講話で新規採用職員の皆さんにお話をした際、今日からがスタート、日々の積み重ね、そして課題解決に挑むことの重要性を述べた。現状を把握、分析し、どう対応するか、政策手段を考える、市役所の仕事は市民の皆様の課題を解決することに行き着く。私たちはどこから来てどこへ行くのか、酒井家庄内入部400年の本年、先人が残してくれた伝統を、創造的に継承・発展させていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

健康・福祉



40歳総合健診のお知らせ

■受付時間 午前6時15分～7時

■場 庄内地区健康管理センター 対本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和57年4月2日～58年4月1日生まれの方各日先着20人 対特定健診、がん検診等 費加入している保険証の種類及び健診項目によって異なります 申5月31日迄まで健康課（にこふる）☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課へ 対生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

40歳未満の方へ さわやか健診で健康チェック

▼レディース健診 対10月3日⑨午後1時30分・4日⑨午前9時、午後1時30分・25日⑨午前9時、午後1時30分 11月4日⑨午後1時30分 対託児あり（要予約）
▼メンズ健診 対11月7日⑨・14日⑨15日⑨午後1時30分
▼共通 対総合保健福祉センター（にこふる） 対本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和58年4月1日以降生まれの方 対一般健康診査（身体計測（身長、体重、腹囲）、血圧測定、内科診察、心電図、尿検査（た

んぱく、糖）、血液検査（脂質、肝機能、貧血、血糖、血清クレアチニン） 費 1、5000円 申5月6日⑨～7月29日⑨に健康課（にこふる）☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課へ

対生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

完全予約制です 耳や手足が自由な方のための巡回相談

■5月18日⑨午後1時～3時 場 にこふる 対18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けた方（聴覚のみ）、また既に交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）
■相談科目 聴覚（対8人）、肢体（対6人） 対印鑑、保険証、身体障害者手帳（交付済みの方） 申5月13日⑨～17日⑨に本所福祉課☎35・1273または☎25・9500へ

特別障害者手当と障害児福祉手当を支給します

▼特別障害者手当 対20歳以上で、国民年金障害基礎年金1級に該当する程度の障害が重複するなど著しい重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 給付月額 2万7、300円
▼障害児福祉手当 対20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方 給付月額 1万4、850円

▼共通 対障害は視覚・聴覚・肢体・心臓・腎臓・精神等（施設入所、入院中の方を除く） 対本所福祉課☎35・1273または各地域庁舎市民福祉課へ 対要診断書

訪問理美容サービスの費用を助成します

自宅で理美容サービスを利用する際に、その出張旅費の一部を助成します。 対65歳以上で、老衰や病気等で理容所や美容院に行くことが困難な、要介護3以上の認定を受けている方 対1回1、000円の出張旅費助成券を交付（年6枚まで） 申各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者・障害者住宅整備資金の利子を補給します

高齢者や障害者の専用居室等の増築や修繕などをする際、市内の指定金融機関（漁協・ゆうちょ銀行を除く）から融資を受けた場合、利子の一部を補給します。
対①60歳以上の方 ②身体障害者手帳1級～4級所持者 ③療育手帳A所持者 ④上記①～③のいずれかと同居している方 利子補給対象額 3000万円以内 利率 1・2%（変動あり）ですが、市が利子補給するため利子の自己負担はありません 返済方法 10年以内で元利均等または元金均等の月賦償還 申高齢者：本所長寿介

年金・医療



国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金に加入している学生で、前年度の所得が一定額以下等の方は、在学中の保険料納付が猶予されます（猶予された保険料は10年以内に追納可）。納付特例の適用を希望する方は、住民登録がある市区町村の国民年金窓口で、早目に手続きしてください。
対大学（大学院）、短大、高等専門学校、専修学校、各種学校（1年以上の課程に限る）等に在籍する学生 持マイナンバーカードまたは通知カード、基礎年金番号を確認できるもの、学生証の写しまたは在学証明書 対鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎35・1294または各地域庁舎市民福祉課へ 対学生の間は毎年要申請

忘れていませんか？ 国民健康保険（国保）の手続き

国保の加入・脱退などの手続きは各自で行う必要があります。次に該当する方は、忘れずに手続きしてください。マイナンバーカードの健康保険証利用申込みをした方も手続きが必要です。

児童手当制度が一部変わります

☎本所子育て推進課 ☎35 - 1291 または 各地域庁舎市民福祉課へ  市HP

児童手当法の改正に伴って、現況届の提出が原則不要となります。また、令和4年10月支給分（6月～9月分）から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額を超える場合、特例給付は受けられません。

▶ 現況届の提出が原則不要となります

現況届は、毎年6月1日時点で、引き続き児童手当等を受給する要件を満たしているかを確認するために提出していただくものです。

これまででは全ての方に提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は原則不要となります。ただし、提出が必要な一部の方には例年どおり現況届を送付しますので、6月1日以降に提出してください。また、受給している方が結婚または離婚した場合や、年金種別の変更等があった際は、随時届出をお願いします。

▶ 児童手当の特例給付支給に係る所得上限限度額が設けられます

児童を養育している方の所得が、下表の**所得上限限度額**を超える場合、特例給付は受けられません。

	児童手当 支給額	所得制限限度額 (特例給付)		所得上限限度額	
		児童1人当たり 月1万円または 月1万5,000円	下記の所得額を超える場合 児童1人当たり 月5,000円	下記の所得額を超える場合 支給なし	所得額
扶養親族等の数	所得額	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円未満	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円未満	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円未満	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円未満	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円未満	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※表内の「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。

※あくまで目安であり、実際は給与所得控除等を控除した後の所得額で所得制限限度額・所得制限上限額を確認します。

子育て



ひとり親家庭等医療証の更新時期です

医療証をお持ちの方に、更新用の申請書類を5月下旬に送付しますので、6月3日☎までに郵送で申請してください。手続きが遅れると医療証を継続

▼無保険の方はいませんか？ 次の方以外は、原則として国保に加入しなければなりません ①会社等の健康保険に加入している方とその扶養家族 ②後期高齢者医療制度に加入している方 ③生活保護を受けている方
▼二重加入している方はいませんか？ 国保に加入していた方が会社等に勤めることになったり、勤めている方の扶養になったりして、新たに健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。届出をしないと国保に加入したままになり、他の健康保険料と国保税を二重に納めることとなりますので、ご注意ください
▼適正な健康保険に加入していますか？ 国保に加入している方で、国保以外の健康保険に加入している家族の扶養になる要件を満たしている場合は、健康保険の切替えができます。要件を満たしているか、家族が勤めている会社等で確認し、手続きをしてください
☎本所国保年金課 ☎35・1292 または 各地域庁舎市民福祉課へ

「里親さん」になる方を募集しています

親の病気や様々な事情で養育環境に恵まれない子供を、愛情とぬくもりを持って温かく家庭に迎え入れ、養育して下さる「里親さん」を募集しています。登録申請など、詳しくは子ども家庭支援センター（にこふる） ☎25・2741へ。

ファミリーサポートセンターの会員を募集しています

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい方（おねがい会員）と援助をしたい方（まかせて会員）、その両方を兼ねる方（両方会員）がともに支え合う組織です。現在、まかせて会員が不足しています。お子さんの預かりや送迎など、できるときにできる事をお手伝いいただける方を募集しています。

■援助対象年齢 生後2か月～小学生
■1時間600円から 申子ども家庭支援センター（にこふる）内「ファミリーサポートセンター」事務局 ☎25・2741

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

こんなときは子育て短期支援事業をご利用ください

- ▼病氣、冠婚葬祭等で一時的に子育てできない場合（シヨートステイ）**費** 7日を限度に預かり **費** 2歳未満：5,350円 2歳以上：3,000円
- ▼仕事等で夜間や休日不在になる場合（トワイライトステイ）**費** 夜間（午後9時まで）：1,500円 土曜・日曜日、祝日：3,000円
- ▼共通 **対**小学生以下 **費**子供1人1日。市民税の課税状況等で減免あり
- 実施施設 2歳未満：鶴岡乳児院 2歳以上：七窪恩園 **問**本所子育て推進課 ☎35・1291

税



令和4年度市・県民税納税通知書をお送りします

- ▼給与からの差引き（特別徴収）の方 5月13日**金**に各事業所に発送。各個人には各事業所が配付します
- ▼それ以外の方 6月10日**金**に各個人に発送します
- ▼共通 **問**本所課税課 ☎35・1163
- ▼令和3年分の所得・課税証明書を発行します
- ▼給与からの差引き（特別徴収）のみの方 5月13日**金**から発行
- ▼それ以外の方 6月10日**金**から発行

▼共通 **持**本人確認ができる証明書類（マイナンバーカード、運転免許証等）**申**本所市民課または各地域庁舎市民福祉課へ **問**本所課税課 ☎35・1163

他申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。マイナンバーカードを利用したコンビニ交付は6月10日**金**から

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書をお送りします

■発送日 5月10日**金** **対**今年1月1日現在の登記簿や固定資産課税台帳に土地や家屋等の所有者として登録されている方 ■納期限 第1期：5月31日**日** 第2期：8月1日**日** 第3期：来年1月4日**日** 第4期：2月28日**日** **問**本所課税課 ☎35・1178 **他**納税通知書に土地・家屋の一筆・一棟ごとの「課税資産の内訳」を添付しています。必ず課税内容を確認してください

令和4年度軽自動車税（種別割）納税通知書をお送りします

対今年4月1日現在で軽自動車（バイクや乗用の農機具等を含む）を所有している方 ■納期限 5月31日**日**（1年分を1回で納付。月割り課税なし。4月2日以降に廃車や名義変更をしても令和4年度分全額を納付） **問**本所課税課 ☎35・1176 **他**納税証明書は車検時に必要です。大切に保管してください（口座振替の方には5月31日**日**の引き落とし後に発送）。身体障害

生活



スプレー缶等のごみの出し方に注意！

スプレー缶、カセットボンベ、ライター等を捨てる際は、必ず中のガスを切り、市指定の青色のごみ袋「金属・その他」に入れましょう。缶を振って音がするときは中身が残っています。ガスが残っていると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災につながるおそれがあります。使い切れない場合は、所定の手順で、必ず風通しが良く火気のない屋外でガスを抜いてください。危険なので穴は開けないでください。 **問**廃棄物対策課 ☎22・2848

蛍光管・乾電池等のごみの出し方に注意！

蛍光管や乾電池等は、月1回の指定日に収集します。次のことに注意してごみステーションに出してください。 **▼蛍光管** 購入した際のケースなどに入れて、割れないようにしてください。ケースがない場合や割れてしまった場合は、新聞紙等に包んでください

鶴岡ごみゼロ大作戦

5月30日のごみゼロの日に合わせて湯野浜海水浴場のクリーン作戦を行います。海岸のごみを拾いながら、海洋プラスチックごみ問題を考えましょう。 **日**5月30日**日**午前10時（湯野浜小脇海水浴場駐車場集合） **持**軍手 等 **申**5月20日**金**まで廃棄物対策課 ☎22・2848へ



毎日が防犯 気を付けよう みんなで犯罪被害防止！

春は開放的な気分になり、外出する機会も増えて、次のような犯罪が多発する傾向があります。 **▽**架空請求・還付金詐欺 **▽**住宅侵入（空き巣） **▽**不審者の声掛け・連れ去り **▽**ストーカー・痴漢・ひったくり **▽**車上狙い・自転車盗難 少しでも不審に思ったら鶴岡警察署 ☎28・01110へ。 **問**本所防災安全課 ☎35・1204

■募集職種・受験資格

▶薬剤師（大卒程度）…昭和63年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方（令和5年4月までに取得見込みの方を含む）

■試験日時・会場

▶適性検査

全国の試験会場でオンライン受験
6月6日⑧～19日⑧

▶面接試験（オンライン面接）

6月26日⑧

※受験申込み後に面接時間を指定します。

■申込み受付

▶5月2日⑧～20日⑨に申込書を同院総務課へ（郵送の場合は20日の消印有効）

▶市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

▶郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記した角形2号封筒。折り畳んでもかまいません）、応募職種・連絡先のメモを同封して、同院総務課（〒997-8515市内泉町4-20）へ

▶市HP「人事・職員採用」及び同院HP「職員募集」からダウンロードすることもできます

大切な生命や財産を守りましょう 5月は「水防月間」です

もしものときに備え、日頃からの心構えが重要です。次のような確認や準備をして水害に備えましょう。

▽テレビ等の気象情報に留意しましょう
▽避難所・避難路を確認しましょう
▽非常持出品を準備しましょう

また、農業用水の通水が始まり、水かさが増しています。加えて近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、河川や水路の急な増水も懸念されます。水難事故に遭わないよう心掛けるとともに、危険な場所を遊んでいる子供を見つけたら注意するなど、地域ぐるみで水の事故を防止しましょう。

☎本所防災安全課 ☎35・1204

Jアラートの全国一斉情報伝達訓練を実施します

地震・津波などの災害が発生した場合、その緊急情報は、全国瞬時警報システム（Jアラート）によって、瞬時に国から市町村に伝えられ、住民の皆さんに伝達されます。

訓練当日は、防災行政無線による試験放送が行われますので、災害等と間違えないよう注意してください。

☎5月18日⑧午前11時頃

■放送内容

チャイム音↓「これは、Jアラートのテストです」3回↓「こちらは、防災

防安全課 ☎35・1204

土砂災害危険区域 実態調査にご協力を

土砂災害による被害の未然防止を図るため、鶴岡地域で毎年実施しています。調査時は危険区域近隣に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

☎5月9日⑧～27日⑨

☎本所防災安全課 ☎35・1204

アメリカシロヒトリ防除 説明会を開催します

アメリカシロヒトリは小型の蛾で、幼虫は樹木の葉を食害します。被害の拡大を防ぐためには、早期の発見と駆除が大切です。

☎5月17日⑧午後6時30分

☎場にご

ふる 対町内会、自治会 因有効な防除方法と薬剤散布の注意点の説明、噴霧機械貸出し申込みの受付順番決定の抽せん

☎本所環境課 ☎35・1247

今年もやりましょう クールビズ

市では、地球温暖化対策、省エネ、エコで賢い選択「クールチョイス」に賛同しています。家庭でも、オフィスでも、外気温や湿度、建物の状況、体調等を考慮しながら無理のない範囲で、適正な室温で快適に過ごすライフスタイル「クールビズ」へのご協力をお願いします。なお、環境省では、実施期間を定めないうちになっています。

☎本所環境課 ☎35・1247

5月は「自転車月間」 ちょっとした外出は自転車

自転車は排気ガスを出さないため自然環境に優しく、健康・体力づくりにもなる移動手段です。乗車ルールやマナーを守って安全に、移動をエコにしてみませんか。

☎本所環境課 ☎35・1247

気候変動をみんなで調査「東北の自然とくらしウォッチャーズ」

SNSを活用した気候変動適応に関する市民参加型のモニタリング調査を実施します。市民の皆さんと一緒に、気候変動による自然や暮らしの変化を追跡し、「適応」していくことを目指します。

☎本所環境課 ☎35・1247



森林の土地を取得したとき きは届出が必要です

個人・法人にかかわらず、売買契約相続、贈与、法人の合併等で森林（登記上の地目にかかわらず都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林）の土地を新たに取得した場合は、森林の土地の所有者届出が必要です（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要）。面積の基準はなく全ての取得が対象です。

☎本所農山漁村振興課 ☎35・1298
または各地域庁舎産業建設課へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

飼う人も飼わない人も住みよいまちに！

市には野良猫についての相談が年間40件以上寄せられています。その多くがふん尿や餌やりへの苦情です。
▼むやみに野良猫に触れないようにしましょう 野良猫に寄生するマダニによって「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」に感染し死に至ることがあります

▼野良猫への餌やりはやめましょう 特定の場所に多くの猫が集まり、近隣への被害が出ています。動物に愛情を掛けることは尊いことですが、そのために人の生活が脅かされてよいものではありません。餌を与える方は、その猫の飼い主となります。自分で責任が持てない場合は安易に餌を与えないでください

▼猫に餌を与える方は飼い主としての責任を果たしてください 猫は室内で飼いましう。事故等で負傷した猫が保健所に保護されています。飼い主が分かるよう首輪や名札を付けてください。また、トイレを設置してふんの始末をしてください。繁殖を望まない場合は避妊去勢をしましょう

▼犬・猫の譲渡 庄内保健所（☎66・4748）では、犬・猫を譲渡する事業の掲示板を設置しています。どうしても飼えない事情がある場合、譲り受けた場合は、ご相談ください

健康課（にこふる）☎25・2731

5月31日県禁煙デー 5月31日～6月6日禁煙週間 なくそう！望まない受動喫煙

飲食店、事業所、自治会公民館などの多くの施設は、原則「屋内禁煙」です。受動喫煙を防ぐための取り組みが地域で広がっています。市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

庄内保健所 ☎66・5476 または健康課（にこふる） ☎25・2731へ

熊の出没に注意！

ブナの実が凶作の年は、冬眠から目覚めた熊が餌を求め、人里に出没する可能性が高くなります。

熊の目撃情報は、早朝と夕方に多く寄せられています。この時間帯に山林や山際の農地に行く際は、鈴、笛、ラジオ等、音のよく出る物を携帯し、十分に注意してください。また、生ごみや野菜くずは熊の餌になるので、山林や農地への放置は絶対にやめましょう。熊を目撃した場合は本所農政課 ☎35・1297 または各地域庁舎産業建設課へ。また、民家に近い場合は警察署にもお知らせください。

ブロック塀の点検・安全対策をお願いします

ひび割れ、傾きがあるブロック塀は、地震によって倒壊する危険があります。倒壊による重大な事故や、倒れた塀によって避難や救助の妨げになる可能性があります。

があるため、安全対策が必要です。

市では、国土交通省が作成した資料「ブロック塀の点検チェックポイント」を市HPに掲載するとともに、窓口でも配布しています。自宅にブロック塀がある方は、資料を基に点検・安全対策をお願いします。

なお、小・中学校から500m以内のスクールゾーンや津波避難路に面する危険ブロック塀を解体する場合、費用の一部（最大8万円）を補助する制度がありますのでご相談ください。
本所建築課 ☎35・1432

南銀座通りが6月14日から 対面通行になります

本町二丁目の南銀座通りの一方通行規制を6月14日⑨午前10時に解除します。十分に注意して通行してください。
岡鶴岡警察署 ☎28・0110 または本所土木課 ☎35・1385へ

その他

老朽危険空き家の寄附を受け付けます

空き家は近隣の住環境に影響を及ぼします。市では住環境整備のため、老朽危険空き家の寄附を受け付け、解体整地した土地を若者世帯等に対し、分譲する事業を実施しています。

■受付要件 次の指定区域にある老朽危険度が高い不良住宅であること、住

宅建築が可能な土地であること等（詳細は要問合せ） ■指定区域 本町一丁目～三丁目、三和町、睦町、三光町、双葉町、千石町、昭和町、大東町、神明町、苗津町、日出一丁目・二丁目、錦町、新形町、上畑町、山王町、泉町、若葉町、家中新町、馬場町、東新斎町、城北町、陽光町、青柳町、美原町、大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町、新海町、大西町、みどり町、西新斎町 ⑨5月2日⑩8月31日⑩に本所都市計画課 ☎35・1315へ

危険空き家の解体に補助します

対個人または住民自治組織等の団体が、危険な空き家の解体に要した費用の一部 ■補助金額 個人：解体費の40% または解体費が土地の評価額を上回った部分のいずれか少ない方の額（上限50万円） 団体：解体に要した実費（上限75万円） 本所環境課 ☎35・1247 他市HP

農産物等の販路拡大に向けたチャレンジを支援！

対商談会参加、PR資材製作など農産物等の販路拡大に向けた新たな取り組み ■補助金額 販路拡大支援メニュー：補助対象経費の2分の1以内（上限は国内10万円、海外25万円） PR資材製作支援メニュー：補助対象経費の2分の1以内（上限は10万円） 本所農政課 ☎35・1295 他市HP

「shoko cherica」利用促進事業

☎本所地域振興課 ☎35-1191 または 庄内交通(株)22-2600



「shoko cherica」は、庄内交通の路線バス運賃のキャッシュレスでの支払いや、バス定期券及びゴールドパス機能が付与できる交通系ICカードです。チャージした金額は全国相互利用サービスに加盟しているICカード対応の鉄道・バス・コンビニ・飲食店等で利用できます。

5月14日④のshoko chericaサービス開始に伴って、市では、庄内交通のバス定期券利用者（高齢者、高校生等）で同カードを新規に購入する方に対して、チャージ金額500円分を進呈します。

- 新規販売金額** チャージしたい金額にデポジット（預かり金）500円を加えた額
※デポジットはカード返却時に返還します。
- 市の補助金額** チャージ金額500円（1人1回限り）
- 販売場所** エスモールバスターミナル/庄内交通温海営業所
- チャージ可能場所** エスモールバスターミナル/庄内交通温海営業所/庄内交通が運行する一般路線バス車内/高速バス「酒田・鶴岡～山形線」バス車内/Suicaへのチャージが可能なコンビニ 等

移住者のテレワーク経費を助成します

☎法人事業者：県外に所在し雇用する労働者を本市に移住させテレワークを行う企業 個人事業者：県外から本市に移住し事務所を設けて事業を開始する方で、移住後、本市に1か月以上居住しテレワークにより県外事業者と取引を行う方

■**補助率** 対象経費の4分の1

■**対象経費・補助上限額** 通信環境整備費：1万5,000円 通信費：月額1,250円 在宅勤務に係る手当：一時金（1回5万円）または毎月払（月額4,500円） シェアオフィス使用料：月額3,000円 本社等への出張交通費：3万円

☎本所地域振興課 ☎35-1191 他市HP

鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金

市内に自己居住用住宅のある方が、市内の業者に次のリフォーム工事または耐震改修工事を発注する場合に補助金を受けられます。ただし、既に工事を始めている場合や終了している場合は対象外です。

- ▼**リフォーム補助** 居住者の性能向上や新型コロナウイルス感染症対策、雪下ろしの命綱を固定する金具の設置等、一定の要件を含む工事（30万円以上）
- 基本補助率** ▼移住・新婚・子育て世帯：工事費の5分の1（上限30万円）
- ▼その他の世帯：工事費の10分の1

（上限20万円） 他鶴岡産木材使用、空き家活用、新型コロナウイルス感染症対策は更に補助率が加算

▼**耐震改修補助** 昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準の木造一戸建て住宅の耐震改修工事

■**補助率** 工事費の3分の1（上限60万円）

他リフォーム補助との併用可。希望者は耐震診断（費1万3,000円）可

▼**共通** 申来年1月13日④まで本所建築課 ☎35-1432へ 他予算の範囲内で行うため、募集期間中に終了する場合あり。市HP

家庭や事業所等への再生可能エネルギー設備導入を支援します

▼対象の設備と補助金または補助率

設備の種類	補助単価・率 (補助金上限額)
太陽光発電設備	1kW当たり 1万5,000円 (上限12万円)
木質バイオマス 燃焼機器	ストーブ 3分の1 (上限5万円)
	ボイラー 10分の1 (上限15万円)
太陽熱利用装置	10分の1 (上限2万5,000円)
地中熱利用装置	10分の1 (上限10万円)

申来年2月28日④までに本所環境課 ☎35-1247へ 他既存設備の更新や全量売電等は対象外。予算の範囲内で行うため、募集期間中に終了する場合

あり。市HP

市営住宅入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	4階・3DK 5階・1LDK	1
美原住宅	3DK (子育て向け)	1
大西住宅	4階・3DK	1
大山住宅	2階・3DK	1
ふじなみ住宅 (家族向け)	3階・3DK	1
木造平屋3LDK		
木造平屋3DK		
木造2階建て2LDK		
下名川住宅	1階・3DK	2
	2階・3K	
柳原住宅	2階・3DK	1
	2階・3DK	

■**入居時期** 7月中旬以降 申5月2日④～20日④に本所建築課内山形県すまい・まちづくり公社鶴岡管理事務所 ☎35-0153へ

7月に行われる予定の参議院議員選挙 期日前投票所の立会人募集

☎公示日：投票日前日（1日・2日程度）午前8時30分～午後8時 湯市役所本所または各地域庁舎

☎本市に住民登録があり、選挙人名簿に登録されている方（政党や政治団体等に所属する方及び同選挙の候補者または候補者になるうとする者の2親等以内の血族は不可）

■**報酬** 日額9,600円

申5月20日④まで本所選挙管理委員会事務局 ☎35-1766 または各地域庁舎総務企画課へ 他市HP